

農地法5条申請に伴う書類一覧

関係書類		部数	備考	配布先
1	申請書	2部		産業経済課
2	土地転用図	2部	①配置図（家の向き・形・周囲の利用状況がわかるように） ②位置図（住宅地図程度） ③公図写し（法務局より1通もらう【1筆450円】）	申請者
3	建物平面図	2部	計画建築物の間取りに寸法が入っている図面 計画の中の1棟を添付（複棟建設の場合は複数棟全て） 最終建物と用途が変わらなければ良い	申請者
4	全部事項証明書 【土地登記簿謄本】	2部	原則原本提出（2部のうち、1部はコピー可）【1通600円】	金沢地方法務局
5	住民票抄本	2部	登記簿の所有者または申請者の住所が町外の場合 原則原本提出（2部のうち、1部はコピー可）	該当市町戸籍係
6	法人関係書類	2部	転用許可後、登記または開発行為申請等を法人名義とする場合 ①法人登記簿謄本 ②定款 原則原本提出（2部のうち、1部はコピー可）	法務局
7	小作地関係書類 【同意書・解約書】	2部	砂利採取等：小作耕作者の転用同意書 転用：小作耕作者との合意解約 （転用申請前に合意解約を行っておくこと。）	産業経済課
8	証明書関係	資金証明 2部	自己資金の場合： 残高証明または通帳の所有者と残高がわかるページの写し 金融機関融資等を利用：融資証明等 原則原本提出（2部のうち、1部はコピー可）	申請者
9	七ヶ用水土地改良区 関係書類	意見書 2部	七ヶ用水土地改良区へ 農地転用申請の事前協議書・誓約書と転用決済金 転用決済金：160,649円/10a(1,000㎡) 【意見書発行料：1,000円】 （2部のうち、1部はコピー可） ※一時転用の場合：転用決済金は不要 ※場所によっては、排水放流改良工事負担金が必要 （但し自己住宅・農業用施設用地は不要） 排水放流改良工事負担金：154,468円/10a	手取川七ヶ用水土地改良区 〔白山市西新町159-2 白山市産業会館内 ☎076-276-1166〕
10	貸借・売買関係	2部	契約書の写し ※5,000㎡を超える売買の場合、契約締結から2週間以内に 県への届出が必要です。（担当：町総務課）	申請者
11	同意書	2部	地区農業委員・地区区長・生産組合長の記名押印 地区区長及び生産組合長は個人印ではなく公印を。 （2部のうち、1部はコピー可）	産業経済課
12	その他	2部	・先に建築物がある場合 ①始末書（直筆のもの） ・転用面積が1,000㎡を超えるもの ①転用計画補足説明書 添付 ・開発許可申請（1,500㎡を超えるもの）が必要なもの ①開発許可申請書表紙（町土木課受付押印されたもの）の写し ②造成断面図 ・第1種農地の場合 ①代替性の検討	